

妊娠・出産・子育て支援サービスの一覧

保育所・認定こども園等での一時預かりについて

保育所・認定こども園等での一時預かりについて					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
保育所・認定こども園等での一時預かり	保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的な、または肉体的な負担を解消するため、緊急かつ一時的に家庭保育が困難な場合に、児童を保育所や認定こども園でお預かりします。 保育所や認定こども園のほか、スマイルキッズ、わんぱく・みと、はみんぐぱく・みとでも一時預かりを実施しています。	公立は生後6か月から就学前まで、民間は各施設が定める月齢から就学前までで、市内に居住している乳幼児	こども政策課	こども事業係 (029-350-5577) または各実施施設	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2164.html
わんぱく・みと、はみんぐぱく・みとでの一時預かり		生後6か月から就学前の市内に居住している乳幼児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2166.html
一時預かり事業所あかつか「スマイルキッズ」での一時預かり					

※サービスを利用される場合の要件、手続に必要な提出書類等の詳細については一覧の関連ページをご確認いただくか、問合わせ先までお問い合わせください。